

「坂本家関係文書(Ⅱ)目録」と目録作成について

- 1 本文書は、須坂市博物館収蔵庫から発見された史料群で、内容から見て須坂市井上 坂本康之家が所蔵していた文書であることは間違いないが、どのような経過で須坂市博物館が所蔵していたものかは不明である。

この文書は、『須坂市域の史料目録』第1集(2009年3月刊行)所収の006「坂本康之家文書目録(1)」、および同第11集(2021年3月刊行)所収の006「坂本康之家文書目録(2)」並びに068「坂本家関係文書目録」に関連する史料群であり、坂本家の土地所有にかかわる実態を垣間見ることができる貴重な史料群である。

よって本文書は、006「坂本康之家文書目録(2)」において横山百合子氏(国立歴史民俗博物館教授)が記した解題にもとづけば、第四の文書群と言えるものである。

今回、須坂市文書館において史料整理・目録化することができた。

- 2 本文書には近世前期の史料は見られず、元文4年(1739)10月の「午御年貢小物成夫銭覚」・「午御年貢金高懸物皆済覚」が作成年代を確定することができる史料の中ではもっとも古い史料である。宝暦・天明期以降の史料がしだいに多くなり、文化・文政・天保期は大量となり、弘化・嘉永期まで続く。

とりわけ年代が確定できない「壬12月」や「午12月」などの史料は、そのほとんどが村名・差出人名からみて宝暦期以降のものと推測される。

史料の大半は、「御年貢皆済状」や「御年貢皆済覚」であり、小作関連の史料も見受けられる。わずかだが書簡類もある。

差出村々は、高岡村・小出村・綿内村・綿内村内温湯村・九反田村・米持村・幸高村・中嶋村・上八町村・下八町村・野辺村などの近隣諸村や井上村であり、宛先のほとんどが坂本幸右衛門(孝右衛門)である。

史料内容の一例として、068-Ⅱ-1-2、宝暦2年(1752)12月「未御年貢皆済状」を見ておく。幸右衛門の持高(井上村分)は53石5斗7升3合3勺で、取米(年貢米)×高は22石6斗8升9合7勺とある。また、年貢永は惣×11貫710文7厘とある。ここでは金納ではなく永納の記載となっている。たいへんな所有高である。

- 3 これらの史料を068「坂本家関係文書目録」に引き続いて、「坂本家関係文書(Ⅱ)目録」として目録を作成した。そのため、『須坂市域の史料目録』の整理番号では「068」(68番目)に位置づけることとし、史料番号は「068-Ⅱ-1」から開始して整理ラベルを貼付した。史料番号は、068-Ⅱ-1073まで。

文書目録の配置は差出村別および時系列を原則としたが、年代が確定できないものも多く必ずしも年代順とはなっていない。史料総点数は1,258点を数える。

4 史料目録の作成にあたっては史料活用の便を考慮して、以下のようにした。

- (1) 史料名は、原則として史料中に記載された表題を記したが、「覚」や「通」とのみ記された文書には、次のように「御年貢上納金受取覚」や「御年貢石代金覚」などその内容がわかる表題を適宜作成して掲げた。

書簡については、その内容等を()で要約略記した。また、紐括り史料や袋入り史料には枝番号をつけた。

- (2) 史料形態については、次のように略記した。

状(従来の一紙文書を『須坂市域の史料目録』第11集、006「坂本康之家文書目録

(2)」・068「坂本家関係文書目録」の形態に合わせ「状」とした)、

横(横帳)、横半(横半帳)、縦(縦帳)、袋(袋状)、など。

なお、包紙や包紙転用紙・反古紙状態のものは「紙」としたものがある。

- (3) 備考には、史料の状態や包紙に記された端書の内容などを記した。

5 本史料目録は、須坂市文書館専門員大塚尚三が作成した。

2021年4月21日

須坂市文書館